

## 令和6年度（繰越明許費）山形県鉄道モーダルシフト促進事業費補助金交付要綱

### （目的及び交付）

第1条 知事は、深刻な人材不足に加え、ドライバーの時間外労働時間が短くなることで物流の停滞が懸念される、いわゆる2024年問題に直面している運送事業者（以下「事業者」という。）において、特に長距離輸送が困難になっていることに鑑み、トラックによる輸送から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

### （補助対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 荷主からコンテナ貨物輸送を受託した第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の許可を受けて、第二種貨物利用運送事業を行う者をいう。）であって、山形県内に本社又は営業所を有する事業者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない事業者であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して

いるもの

ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の貨物駅（山形オフレールステーション及び酒田港駅）を発地とする貨物鉄道輸送であって、補助対象事業者が開拓する荷主の貨物が次のいずれかに該当する事業とする。ただし、海上輸送から貨物鉄道輸送へモーダルシフトしたものを除く。

(1) 令和6年度に鉄道貨物の利用実績のない荷主の貨物（以下「新規貨物」という。）

- (2) 令和6年度に鉄道貨物の利用実績のある荷主の貨物で、品目又は納付先が過去の利用実績にはない新しいものであるもの（以下「拡大貨物」という。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に実施された補助事業に要した輸送費とする。

- 2 補助金の単価及び上限額は、別表のとおりとする。

（補助事業の認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助事業についてあらかじめ知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の事業認定の申請は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業者の定款及び登記簿謄本の写し

(2) 誓約書（様式第1号の2）

- 3 知事は、前項の規定による申請に対し、補助対象事業者、輸送する貨物、開拓荷主等について調査等を実施することができる。

- 4 知事は、事業認定を行ったときは、その旨を速やかに通知するものとする。

（事業認定の変更）

第6条 事業認定を受けた補助対象事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 認定事業者の名称、所在地の変更

(2) 開拓荷主の名称、所在地の変更

(3) 補助金交付申請予定額の変更（増額又は20%を超える減額が見込まれる場合）

- 2 前項の規定による承認（以下「認定変更承認」という。）の申請は、様式第2号により行わなければならない。

- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を速やかに通知するものとする。

（事業認定の辞退）

第7条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに認定辞退届（様式第3号）を知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業を中止し、または廃止したとき

(2) 補助事業の要件を満たさなくなることが明らかになったとき

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(様式第4号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月6日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 利用実績及び支出の事実を確認できる書類等(鉄道運送状、契約書、領収書、振込伝票、通帳等)の写し
- (2) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面(金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人(カタカナ名義を含む。)が記載されたページ)の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第9条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の交付の決定及び額の確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第11条 知事は、規則第17条第1項に掲げるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第14条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部総合交通政策課とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

別表（補助金の単価及び上限額）

|      | 補助金の単価（コンテナ1個当たり） |         | 同一の開拓荷主に対する補助金の上限額 |
|------|-------------------|---------|--------------------|
|      |                   |         |                    |
| 新規貨物 | 12フィート            | 12,000円 | 500,000円           |
|      | 20フィート            | 20,000円 |                    |
| 拡大貨物 | 12フィート            | 8,000円  |                    |
|      | 20フィート            | 12,000円 |                    |